

# 大学独自の授業料免除制度における 令和2年度後期分授業料免除申請について【新規申請】

- ◇対 象 在学生  
学部学生（私費外国人留学生）と大学院生
- ◇提出期限 郵送にて9月30日（水）必着
- ◇受付時間 9：00～16：30※後期オリエンテーション実施後から、平日のみ
- ◇提出場所 10月以降所属の下記キャンパス窓口
- ・小白川：学生センター奨学担当  
〒990-8560 山形市小白川町一丁目 4-12
  - ・飯 田：学務課学生支援担当  
〒990-9585 山形市飯田西二丁目 2-2
  - ・米 沢：学生サポートセンター学生支援担当  
〒992-8510 米沢市城南四丁目 3-16
  - ・鶴 岡：学生センター学務担当  
〒997-8555 鶴岡市若葉町 1-23

願書は申請者本人が必ず記入し、担当窓口へ郵送してください。  
後期オリエンテーション実施後は受付時間内で担当窓口へ持参  
による提出が可能です。

**保護者や代理人による代理申請は原則できません。**

## 目次

制度の趣旨	2
申請条件	2
申請から免除決定までの流れ（スケジュール）	2
判定基準	3
出願書類について	5
注意事項	8
授業料の徴収猶予について	8
判定結果通知	8
各キャンパス問合せ先	8
Q&A	9

## 【制度の趣旨】

特別な事情によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者を対象に、本人の申請に基づき、選考の上、学長が授業料の免除を許可する制度です。

(山形大学授業料、寄宿料免除及び授業料徴収猶予規程)

## 【申請条件】

授業料の納付が困難な者。以下の者は申請できません。

- ・懲戒処分を受けた者  
申請期の途中で懲戒処分を受けた場合は、翌学期の申請資格を失う。
- ・故意又は重大な過失により虚偽の申告をした者
- ・申請期の途中で休学・退学等を予定している者
- ・すでに当該期分の授業料を納付済みの者
- ・正規の修業年限を超えた者（休学期間は含まれません）
- ・非正規生（科目等履修生、研究生等）

## 【申請から免除決定までの流れ（スケジュール）】

時期	
8月下旬～9月下旬	授業料免除願書等の提出
9月30日（水）	願書提出締切
12月上～中旬（予定）	結果発表 郵送で結果を通知します

※手続きの時期は目安であり、変更される場合があります。

詳細は、各キャンパスの大学HP等でお知らせします。

## 【判定基準】

### 学力基準

- ・学部2年次以上

次の表に掲げる標準取得単位数を満たしている者を対象とし、出願時までに取り得た単位数※とその評価区分に応じ、次の算式によって得た平均値が1.90（2年次学生は1.80）以上であること。

$$\frac{(\text{優, S 及び A の単位数}) \times 3 + (\text{良 及び B の単位数}) \times 2 + (\text{可 及び C の単位数})}{\text{それぞれ指定されている取得単位数}} = \text{平均値}$$

(標準取得単位数)

学部名/年次		2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
人文社会科学部		30	60	95		
地域教育文化学部		30	60	95		
理学部		30	60	95		
医学部	医学科	47	80	117	140	140
	看護学科	42	82	120		
工学部	高分子・有機材料工学科	30	70	110		
	化学・バイオ工学科					
	情報・エレクトロニクス学科					
	機械システム工学科					
	建築・デザイン学科	26	60	110		
	システム創成工学科					
農学部		41	70	111		

※ 出願の前の期までに取得した単位数で、前期申請の場合は前年度後期までに取得した単位数、後期分申請の場合は当該年度の前期までに取得した前の期までの単位数及び評価区分で判定する。

- ・学力基準の特例

上記にかかわらず、次に該当する者は、免除の対象とすることができるものとし、基準を読み替える。  
一人親世帯、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く特別の事情のある者。

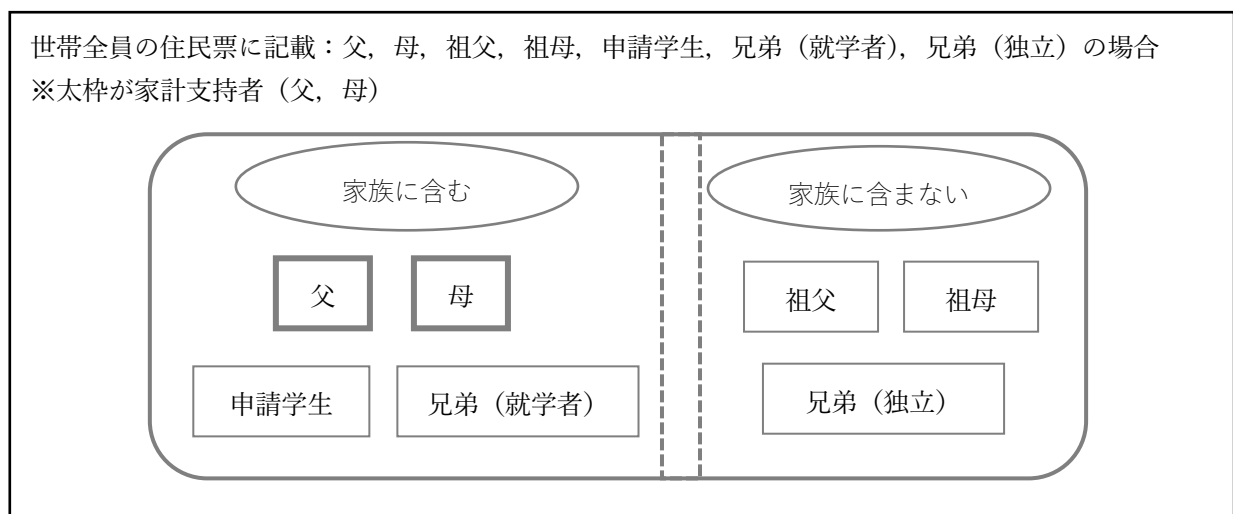
区分	学部在學生	大学院在學生
学力基準	1.80 まで (2年次学生は 1.65 まで)	B まで

## 家計基準

家計支持者の前年（1月～12月）の総所得金額（以下「総所得金額」という。）の合算額が、本学で定める収入基準額以下であること。（山形大学授業料免除選考基準による）

家計支持者とは・・・父母両方を指す。一人親の場合は、学生と同一世帯の父母いずれか。父母がいない場合は、父母に代わり学生の家計を支えている者（1名）。

「家族」の考え方・・・父母とその子を一つの家族とみなす。ただし、兄弟は就学者、未就学児及び障がい者を家族に含め、18才以上の就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は家族に含めない。祖父母については、同居・別居を問わず含めない。（家計支持者である場合を除く）



## ※独立生計とは

- ・所得税法上，父母の扶養親族でない者
- ・父母と別居している者
- ・本人（配偶者があるときは，配偶者を含む）に収入があり，その収入について所得申告がなされ，所得証明が発行される者

※本人（又は配偶者）が主契約者である健康保険証（写）が提出できること。

## 【出願書類について】

出願書類は、必ず申請者が窓口に出してしてください。

### 1. 全員が提出する書類

提出書類	注意事項
<p>授業料免除願書</p>	<p>○10月1日現在で、申請者本人が記入すること。 ○保護者署名欄のみ父母等の自署が必要。</p>
<p>住民票謄本 (世帯全員の住民票) ※令和2年7月1日以降発行のもの</p>	<p>○申請者本人を含む家族全員分の住民票。 ○住民票に「世帯全員の住民票」と記載のあるもの。 ○「本籍・住民票コード・マイナンバー」の記載のないもの。 ※住民票抄本(個人のもの)は不可。</p>
<p>令和2年度(令和元年分) 「収入(所得)額」と「市・県民税額」 が明記された市区町村発行の証明書 例:課税(所得)証明書 等  ※上記の両方が明記された証明書が発行 できない場合は、「所得証明書」と「課税 (非課税)証明書」を併せて提出すること。</p>	<p>○収入等がない場合は「0円」と記載されている証明書 が必要。当該金額が「*」「-」「空白」等の証明書は 不可。 ○<u>家計支持者全員分を提出すること。</u> 家計支持者とは父母両方(一人親等を除く)を指しま す。主婦,年金受給者,無職者等も必要です。詳しく はP7参照。 ○独立生計は申請者本人(及び配偶者)分のみ提出。 ○家計支持者毎に発行のもの。一枚に世帯全員分記載 のものは不可。 ○日本以外の証明書の場合は,税金等が控除される前 の総収入が記載された証明書を提出。必ず日本語訳 を添付すること。</p>

## 2. 該当する方が提出する書類 (各種様式は大学ホームページから入手可能)

大学HP > 学生生活 > 学費・授業料免除・奨学金 > 授業料免除, 入学科免除及び入学科徴収猶予について > R2 授業料・入学科提出書類一覧

該当事項	提出書類 (A4 サイズに整えて提出)	
申請者本人が民間等の給付型奨学金を受給している	○奨学金の受給金額, 受給期間がわかる書類の写し ※日本学生支援機構の奨学金, 高校在学時の給付奨学金は提出不要	
高等学校以上の就学者がいる	国立の学校	○在学・授業料免除状況証明書 (様式5)
	公立, 私立の学校 (予備校等その他の学校を含む)	○在学証明書 (各学校所定の様式)
	夜間, 定時制, 通信制, 予備校, 職業訓練校, 大学校, 各種学校等の場合, 上記証明書と申立書 (様式3) ※定職についている場合は就学者に含めない	
一人親世帯である	以下のすべての書類 ①母子・父子世帯申立書 (様式2) ②父又は母の戸籍謄本 (全部事項証明) か, 一人親世帯であることがわかる書類 (遺族年金の振込通知の写し, 児童扶養手当証書の写しなど)	
生活保護世帯である	○生活保護支給額通知書の写し等	
障がい者がいる	○障がい者手帳又は療育手帳 (愛の手帳, みどりの手帳等) の写し	
地震・風水害等の被害を受けた	○家屋の被害が「全壊」または「大規模半壊」の罹災証明書の写し ○原発避難がわかる罹災証明書または被災証明書の写し 対象: 東日本大震災, 熊本地震以降の災害	

## 3. 外国人留学生・独立生計学生が提出する書類

該当事項	提出書類 (A4 サイズに整えて提出)
外国人留学生	○生活費収支調書 (様式6)
独立生計	以下のすべての書類 ①生活費収支調書 (様式6) ②本人 (又は配偶者) が被保険者となる家族全員分の健康保険証の写し

◎記入上の注意

・願書（表紙）

- 1) 申請者本人が記入すること。（保護者記入欄は除く）
- 2) 願書は、10月1日現在の状況（見込み）を記入すること。
- 3) 独立生計者・外国人留学生は、保護者記入欄の記入は不要。
- 4) 学生現住所は10月1日現在の住所を記入すること。住民票と異なっても差し支えありません。
- 5) 保護者が勤務地の関係で別居している場合は、保護者住所には学生の帰省先を記入すること。
- 6) 申請理由をチェックすること。
- 7) 休学歴がある場合、漏れなく記入すること。

・家庭調書

「①本人」欄について

- 1) 自宅・自宅外をチェックすること。  
「自宅」とは、家族と同居している場合をいう。  
「自宅外」とは、「自宅」以外の者をいう。
- 2) 本人が、前年度（前年4月～3月）及び当年度（当年4月～3月）に受給した（受給予定の）奨学金について記入する。日本学生支援機構の奨学金、高等学校在学時の給付奨学金は記入不要。

「②就学者を除く家族」欄について

- 1) 原則として父母両方を記入すること。ただし、死別・離婚等により父又は母しかいない場合はそのいずれかを、父母がいない場合は父母に代わり学生の家計を支えている者1名を記入すること。独立生計者は、父母の記入は不要。
- 2) 未就学児は、「②就学者を除く家族」欄に記入すること。
- 3) 18才以上の兄弟で、就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は記入不要。
- 4) 就学者ではない障がい者の兄弟がいる場合は、「②就学者を除く家族」欄に記入した上で、特別控除関係の書類を添付すること。
- 5) 祖父母は、原則として記入不要。（父母に代わり家計支持者である場合は記入する）

「③就学者」欄について

- 1) 就学者は、「③就学者」欄に記入すること。
- 2) 10月1日現在の学年を記入すること。
- 3) 進学先が未定の場合は「未定」と鉛筆で記入すること。
- 4) 高等学校以上の就学者は、P9に記載のある書類を添付すること。

◎収入（所得）について（記入不要）

市区町村発行の所得（課税）証明書に記載のある金額を用います。

収入（所得）・・・市区町村が証明した前年の収入（所得）額を判定の基準とするため、前年以降の就職・退職・転職・失職したものについては考慮しません。

## ◎一人親世帯について

死亡、生別（離婚）以外の場合

- ・離婚状態（離婚を前提とした別居等を含む）

裁判中であることがわかる公的な書類又は民生委員等<sup>\*1</sup>の署名がある申立書<sup>\*2</sup>を提出することにより、願書家族欄及び収入欄への一方の親の記入と添付書類の提出を省略できます。

上記書類の提出ができない場合、両方の親の必要書類が提出できなければ書類不備として扱い、審査の対象から除外します。

<sup>\*1</sup>利害関係のない第三者として合理的で、事情を把握可能な人物（町内会長、地区担当交番の警察官等含む）

<sup>\*2</sup>民生委員の署名記入欄のある申立書様式は各キャンパス担当窓口にご連絡ください。

その他

- ・離婚していても住民票に両親等の名前が記載されている場合、事情を確認します。

◇P12～13の「Q&A」も参考にしてください。

## 【注意事項】

### 個人情報の利用について

提出いただいた書類の個人情報は、授業料免除申請及び免除決定事務にのみ使用し、第三者に開示・提供・預託することはありません。

### その他注意事項

- ・添付書類は「マイナンバー」の無いものを提出してください。
- ・申請内容の事実確認のため、本資料に示されたもの以外に提出を求められることがあります。担当者の指示に従ってください。
- ・書類は、発行日が申請日（前期は4月1日、後期は10月1日）から3カ月以内のもの、又は発行されている中で最新のものを提出してください。
- ・添付書類をホチキスで留めないでください。（ただし役所であらかじめ留められていたものを除く）
- ・提出する書類はすべてA4サイズに整えてください。
- ・申請内容に虚偽があった場合には、免除の許可を取り消します。

## 【授業料の徴収猶予について】

判定結果が出るまで、授業料の徴収が猶予され、登録口座からの引き落としが一時的に停止されます。

## 【判定結果通知】

後期分授業料免除の判定結果は、12月上～中旬（予定）に郵送でお送りします。

結果通知用封筒については、各キャンパス担当窓口の指示に従ってください。

判定結果が全額免除以外となった方の後期分授業料の納付は、結果通知でお知らせします。

## 【各キャンパス問合せ先】

小白川キャンパス－学生センター奨学担当（TEL.023-628-4139）

飯田キャンパス（医学部）－学務課学生支援担当（TEL.023-628-5176）

米沢キャンパス（工学部）－学生サポートセンター学生支援担当（TEL.0238-26-3017/3018）

鶴岡キャンパス（農学部）－学生センター学務担当（TEL.0235-28-2804）



## Q&A

---

Q1：願書について保護者（保証人）氏名欄を学生本人が代筆することは出来ますか？

A：できません。必ず保護者本人が署名し、押印してください。また、父の名前を母が代筆することもできません。（願書記入例参照）

Q2：書類の発行日が古いものは提出できますか？

A：住民票、在学証明書等は申請日（前期は4月1日、後期は10月1日）から3か月以内に発行されたもののみ有効です。随時発行されないもの（児童扶養手当証書等）は、発行されているなかで最新のものを提出してください。

Q3：同居の祖父母は家族数に含まれますか？

A：原則として、祖父母は家族数に含まれません。ただし、父母がいない場合で、祖父または祖母が学生の家計を支えている場合は家族に含まれます。

Q4：家計支持者ではない祖父母が同じ住民票に記載されています。そのまま提出していいですか？

A：願書に記入しない家族が住民票に記載されていても差し支えありません。必ず「世帯全員の住民票」と記載のあるものを提出してください。ホッチキスされている場合は取らないでください。

Q5：大学生の兄の住民票が父母と別世帯となっています。提出は必要ですか？

A：必要です。願書に家族数として含まれる家族（P7参照）の住民票は全員分提出してください。別世帯でも差し支えありません。

Q6：弟が浪人して自宅で勉強していますが、家族数に含まれますか？

A：18才以上の兄弟の場合、家族に含まれません（障害者を除く）。

Q7：兄が通っている学校では在学証明書が発行されません。在籍証明書での代用は可能ですか？

A：できません。在学証明書が発行されない場合は就学者として認められません。18才以上の兄弟は、就学者または障がい者に該当しない場合家族に含まれません。

Q8：働きながら大学院に通っている兄がいます。家族数に含まれますか？

A：定職（フルタイム勤務）に就いている兄弟は就学者とならないため、家族に含まれません。定職以外（アルバイト等）の場合は就学者となるため家族に含まれます。

Q9：妹が4月または10月から進学予定で、申請期間内に受験の結果がわかりません。願書にはどのように記入しますか？また、在学証明書が提出時期までに発行できません。

A：進学先が未定の場合、学校名欄に「未定」と鉛筆書で記入し、様式1（不足書類一覧）に在学証明書が提出できる日を記入してください。後日在学証明書の提出時に、願書にボールペンで進学先を記入します。

Q10：「収入（所得）額」と「市県民税額」が明記された市区町村発行の証明書とは何ですか？

A：「所得（課税）証明書」等の名称で発行される証明書です。証明書の名称は市区町村で異なります。お手元に届く納税通知書等では代用できません。

Q11：父が今年の3月末で定年になり仕事を辞めるため、父の収入が無くなります。課税（所得）証明書は昨年の所得のため収入が多いのですが、考慮の対象になりますか？

A：授業料免除では、市区町村が証明した前年の収入（所得）額を基に判定するため、年度途中の退職・失職等は考慮されません。

Q12：両親の収入が何円以下であれば免除になりますか？

A：家計基準については、家族構成、収入の内訳、各種控除等により家計困窮度（家計評価額）が変わるため、「収入〇〇万円以下なら免除」といった明確な金額ではお答えできません。

また、年度毎の予算状況によっても変わります。

Q13：子供や家族に知られたくないことがあるため、必要書類の一部を省略することはできますか？

A：申請者を公平に審査するために、必要書類を省略することはできません。

親から知らせていない事情等もあるかと思いますが、すべての必要書類を提出願います。

Q14：家族の協力が得られないため、提出に必要な書類を全てそろえることができません。書類の一部を省略することはできますか？

A：公平に審査するため、必要書類を省略することはできません。申請する場合には必ずご家族の了承を得てください。